



いのちの森通信



財団法人
いのちの森
文化財団

Vol. 1
2006.OCT.

平成18年10月20日発行
編集 塩澤 研一

発行/ 財団法人いのちの森文化財団 〒380-0888長野市大字上ヶ屋2471番地2198 ☎ 026-239-0010 FAX 026-239-0011
ホームページ <http://inochinomori.or.jp> Eメール zaidan@inochinomori.or.jp

「財団法人いのちの森文化財団」設立認可

社会教育・文化事業を推進

— 新しい公共性を体験するいのちの学び場 —

理事長就任にあたって



財団法人いのちの森文化財団
理事長 塩澤 みどり

平成十八年九月五日、財団法人いのちの森文化財団が長野県教育委員会より認可され、公益法人としてスタートさせて頂きました。

基本財産をご負担頂いた株式会社ディーワイリミテッド代表取締役会長の依田翼様を始め、理事、監事、評議員としてご就任頂いた役員の皆様、並びに関係官庁の担当の方々からのご支援とご指導により、長年の懸案であった財団法人の設立がなされましたことは、私どもが水輪の会を通して取り組んでまいりましたことを、深くご理解いただけたものと心より嬉しく感謝申し上げます。

「人類の意識の進化」を大きな課題として十五年にわたり意識教育の活動してまいりました「水輪の会」が、その公共性を認められたことでもあり、今後ますます身を引き締めて地道な活動をして参る覚悟です。

この、人類の意識の進化を、より実践的に取り組んでいくものとして「いのちの大学構想」を提唱してまいりました。

教育、福祉、医療、科学、経済など、生活のありとあらゆる物事に対する取り組みの原点に「いのちの繋がりが」をおくことにより、理性と感性のバランス、個と全体との調和、己と他との協調などが育まれ、それが次世代へと継承されていく心が培われていくことを願っての財団設立でございます。

この様な法人を立ち上げることにいたしました原点には重い障害を持つ娘の存在がございます。

語ることも伝えることも出来ない娘の早穂理の声なき声に耳を傾け、心の声を聞くことの中に教育や福祉の全てがあることに気づかされてまいりました。また、医療の原点は「人のいのちの営み」であると気づかされました。

日々の労働も生活も、共に生き合う関係性無しに満たされるものはないことに気づかされました。

二十六年前に傷心の中で飯綱の麓に「早穂理庵」と名付けた小さな家から再出発した私たちの人生でしたが、大自然の息吹に心を癒され、いのちの尊さに気づかされ、生きる原点を学ばされてきたように思います。

私たちはこの山の麓で大勢の方々のご支援を頂いて生かされてまいりました。

全てを解き放った生活の中でこうして再び、社会的な役割を与えられることになりました。

「いのちの大学」は単なる学問の場ではありません。「生」から「死」まで生きあい、学びあい、働きあい、生活しあっている「コミュニティ大学」ともいえるものです。

そこには芸術や科学、文化や農業、哲学や経済などを通して学ぶ「いのちの営みからつながりあういのち」が存在しています。

生きた教育の場としてこのいのちの営みの事業が育ってほしいと心から願っております。

未熟ながらこの度「いのちの森文化財団」の理事長をお引き受けることになりました。

役員の皆様方のお力、また大勢の方々のお力を借りしなくては、十分にこの事業を推進していくことはできませんが、誠心誠意力を尽くして参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

いのちの森文化財団

設立に至る経過

一九九三年に人々の意識教育を推進するため「水輪の会」が設立され、心と体といのちのセンター「水輪」(会員施設)と「水織音」(一般施設)を運営してまいりました。

会員会友は全国に三千五百人ほどおり文化・経済・医療・健康・科学・哲学・芸術などの分野を中心とした社会教育を信州飯綱高原の自然環境を通して推進してまいりました。

一方、近年においては信州の農業が衰退し遊休農地が拡大、また自然環境が悪化していく中であって里山文化の育成と農業の再生が大きな課題となっており、さらに心を病んでいる若者達の増加は日本の経済社会にも大きな影響を落としてつづつあります。

水輪の会では社会復帰を支援する活動も平行して行ってきたおり、現在までに約二百五十人に及ぶ人々を社会に送り出してきました。

ここ数年これらの若者や高齢者、障害をもつ人々の社会復帰支援の活動として園芸療法や園芸福祉活動が取り入れられてきておりますが、水輪では遊休農地の活用による農業の再生、食と農の安全、自然環境や里山文化の保全、農地の公園化構想による癒しの提供、園芸福祉による心の療育を推進するために二〇〇三年十二月に農業生産法人としての要件を備えた株式会社水輪ナチュラルファーム立ち上げ、隣接する五町歩の農地を活用した事業を開始いたしました。

また内観療法や社会教育研修を推進するため二〇〇五年八月有限会社グリーンオアシスを立ち上げ、二〇〇六年四月新たな研修施設グリーンオアシスを竣工いたしました。

この水輪の会と水輪ナチュラルファーム、グリーンオアシスの三つの活動に加えて、介護、ホスピスまで含めた「生」から「死」まで生きあえる新しい公共体験の場としてのコミュニティ空間の創造を「いのちの大学構想」と呼び推進してまいりました。

本来は私的な利益を追求するためのものではなく、あくまで人々の公益の為の活動として私財に加え全国の支援者の方々の浄財も頂くことができた事業を進めてまいることができましたが、この「いのちの大学構想」を実現していくためにはさらに多額の資金が必要でありました。

加えてより公共的なものとしてこの活動を推進していくため各界の方々にご支援をお願いして参りましたところ、関係各位から財団法人の設立をとのご助言を頂き、また基金のご支援も頂けることになりました。

「いのちの森文化財団」の設立に至った次第です。

いのちの森文化財団の

設立趣旨と目的

財団は二〇〇六年九月五日に認可となり九月より事業が開始されました。

●設立趣旨

二十世紀における科学技術の飛躍的な発展は人類にとって様々な恩恵を与えつつも、その一方で急速に進む環境破壊やエネルギー資源の枯渇、人と人との繋がりの希薄からくる人間疎外という問題も同時に生み出されてきました。このことの解決は教育と文化の育成によるところが大きいと考えます。

本財団はこの教育と文化の育成活動の原点を「地球全体のいのちの営み」に置き、信州の自然と大地をフィールドとして様々な社会教育活動を推進するためのものであります。

●設立目的

現代の抱えている「いのちの喪失感」からくる諸々の問題を捉えかえし、再度いのちの繋がりを回復し、いのちのやりとりの場と関わることににより、我々世代の根底にある意識を、憎しみから愛へ、対立から調和へ、分離から融合へと進化させ、いのちあるものすべてが仲間同士であるという意識(ユニバーサル・ユニティ)を作り出していくことが本財団の目的であります。

●事業活動

一、教育、文化、学習事業

いのちの営み、いのちの繋がりが、いのちの発生といのちの不思議、将来世代への責任などをテーマとして哲学、医学、科学、芸術、歴史、経済、産業、生活などさまざまな分野からの講演、講座を開催。

二、環境保全と健康創造事業

信州の自然を活用した体験学習の実施
(1)病後、術後の養生並びに生活習慣病予防についての実践的な体験学習事業
食事療法、生活習慣病予防、心のカウンセリング等を専門の指導士により実施

(2)森林療法とセラピーロード
森林浴、ボディーセラピー、ハーブや温泉などを活用した体験学習
(3)遊休農地等の活用や森林整備をおして農林魚業の再生を推進する活動を支援し、合わせて安全安心を基礎とする食農教育を推進し人々の健康増進を計る。

三、社会復帰支援事業

心の悩みや引きこもりなど社会復帰が困難な青年達に対する社会復帰支援を行います。

(1)自然や大地、動植物との関わりを通して、短期・長期の滞在による生活指導、教育指導、ケアリスナー(カウンセリング)等の実施

(2)インターネットによる心のケア「いのちのテレビカウンセリング」の実施

(3)園芸療法・園芸福祉、内観療法、作業療法等各種の療法による心のケア一の実施

四、啓蒙、広報、研究事業

新聞「いのちの森通信」の発行、研究活動の報告書の作成、活動の記録映像やいのちの営みに関する映像の作成等とおししいのちの大切さを啓蒙していく事業の実施。

いのちの時代を生きる

財団設立へのご支援に感謝



副理事長 塩澤 研一
株水輪ナチュラルファーム
代表取締役

長年の懸案でありました財団法人を設立させていただきました。ご支援頂きました大勢の皆様にご心より感謝申し上げます。

今回の財団設立は私どもが長年暖め続けてきた「いのちの大学構想」実現の一環としての設立と申せます。

水輪、水織音、グリーンオアシスの建設に続き、農業生産法人としての株式会社水輪ナチュラルファームの設立と五町歩の農地取得など、全てが「いのちの大学構想」実現の為の流れであり、二十一世紀の人類の意識の進化に向けた公共的な活動として世代生じていく使命を持ったものと言えます。

人類は長い間、宗教も含めて自分達の主義主張にこだわり続け、他との諍いを続けてきました。

現在もそのため地球上には戦争やテロがあつとを絶ちません。地球という美しい生命体をこの21世紀こそ守り、未来の子供達に引き渡して行く使命があります。

現在人類が抱えている諸問題の解決は教育によるところが大きいと考えます。

「いのちの森文化財団」が真なる公共性を持った財団として発展していくことを心より願うと共に、その責任ある立場としてしっかりと運営をして参る決意であります。今後のご指導の程お願い申し上げます。

「いのちの森文化財団」理事・監事
並びに評議員ごあいさつ



理事 帯津 良一（埼玉県）
帯津三敬クリニック医院長
日本ホリスティック医学協会会長

二十一世紀はいのちの時代。そのいのちの時代に相呼応して船出する「いのちの森文化財団」。この希望溢れる事業の一端を担えることを誇りに思うとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いです。ただ前進あるのみ。皆様と手を携えて、いのちの時代の中を突き進んでいきたいと思っています。



理事 巽 信夫（長野県）
精神科医師
元信州大学医学部助教授

老若男女を問わず「自分探し」が今日の課題となっていることは、改めて申すまでもないと思います。この道筋の開拓は、様々な出会いを通じて「自然」との相互循環的な生命エネルギーの活性化を促すコミュニティの存在は、まさに次世代にむけての先駆的モデルの発信といえましょう。この度の財団としての正式発足は、まさにその夢実現の第一歩であり、心よりお慶び申し上げます。



理事 細川 佳代子（熊本県）
スペシャルオリンピックス日本会長

塩澤ご夫妻の二十五年にわたる「祈念」の結晶がこの度「いのちの森文化財団」という素晴らしい形で結実しましたことを心からお慶び申し上げます。
多くの老若男女のいのちの学び場になることと確信致しております。一隅を照らす鮮やかな光が無量の光となって世の中を照らしてくれることを心より念じております。



理事 芳村 思風（三重県）
哲学者・感性論哲学創始者

塩澤ご夫妻の長年の夢であった「いのちの大学」という構想が、この度「いのちの森文化財団」として、より大きな形で実現したことを心からお慶び申し上げます。
理性の支配から命を解放し、人間の命に心からの喜びと幸せを実現させることは、今や人類史的な大テーマであると思います。この大事業に微力ながら関わらせて頂けることを心から光榮に存じております。



理事 三井 嬉子（東京都）
スペシャルオリンピックス日本理事長

人はいつも幸せを追い求めています。でも幸せはいくら追い求めても外にはな

いと思います。幸せは自分の心の中にあると思うのです。例えば病気があっても、障害があっても、また経済的に苦しい状態にあっても、日々の生活の中で道ばたに咲く小さな花を愛でる心、風の動き、雲の動き、空の色に感動する平和で平安が心の中にあれば、その人は幸せなのだと思います。
自分は一人で今ここにあっては無く、全て宇宙と繋がる連鎖の中に居るのだという事を気づかせてくれる場所が水輪です。水輪の自然の中で今、生かされている幸せを実感し心の平安を得て、日常生活を営む人が一人でも多くなることを願っています。
「いのちの森文化財団」の活動は、今一番必要とされている生きる力や心の問題を発信していく場となることを確信しております。



理事 山本 勇人（東京都）
山本歯科医院院長

今年の夏、訪れた水輪には初めてこの地に導かれた時からずっと夢見ていたあの光景が広がっていました。
この選ばれた大地に播かれた種は立派に芽をふいて若葉となり、キルトを織りなす様に光輝いて見えました。本心に心の深いところでいのちの尊厳を経験することこそ世界を真の平和に導く礎であると思います。
これから世界につながっていく予感に満ちたこの地がいのちのセンターとして大きな役割をはたしていくことをいのちの森文化財団の事業を支えて参ります。



理事 鈴木 重平（千葉県）
経営コンサルタント
元ユアサ商事株式会社常務取締役

早穂理さんと共に「いのちの大切さ」心の支えに必死に生きてきた塩澤夫妻にとって、今回の財団の設立は、長年の夢の実現であり、本当によかったと思います。塩澤夫妻の両親と共に、陰ながら声援を送り、支援してきた私にとっても大きな喜びであります。
私は、約四十年間、商社マンとして、ビジネスマンとして働いてまいりましたが、この間に培った知識と経験、多くの人達との出会いを活かして、財団の健全なる発展に少しでも貢献出来ればと思っています。
美しい自然が残る信州長野に新たに誕生した財団が「社会貢献」をテーマに、広く世間に認知され評価されるよう、他の理事の方、評議員の方と一緒に精一杯の支援と協力をしていくつもりです。

監事 藤沢 典広（長野県）
公認会計士

この「いのちの森文化財団」の設立と五町歩の農地の取得は、塩澤ご夫妻の長年の夢の実現です。今までのご苦労が花開き、公的なものとして事業が認可されました。今後は益々皆様からご支援を頂き、社会教育、文化事業

等々がここ飯綱より日本並びに世界へと発信されることでしよう。



監事 二宮 修（高知県）
キヤリアカウンセラー
精神的アドバイザー

「いのち」は「魂」であり、自然という「森」の中で、原初的魂を私たちは共有できます。その体験から、進化する個人としての魂の意味という「文化」は創造されると思います。
このたび、監事として就任することになりました。よろしくお願いいたします。



評議員 木下 修（愛知県）
木下製綱株式会社代表取締役

塩澤ご夫妻が永年暖めて来られた「いのちの大学構想」が財団設立という形で実現され、誠におめでとうございます。
数年前より、研一さんからの構想に関して熱い想いを聞かれ、私も夫婦も何か少しでもお役に立てればと念じてまいりました。
潜在意識に到達するほどの強い善なる想いは必ず実現します。人類の集合的無意識はそれを待ち望んでいます。
財団が設立され、塩澤ご夫妻には今後さらなる大きな仕事が続いております。私は愛知県に在しておりますが、ご夫妻の構想に少しでもお役に立ちたいと思います。



評議員 藍原 繁樹（神奈川県）
藍原歯科医院院長

「いのちの森文化財団」設立おめでとうございます。飯綱山の麓から発した研さん、みどりさん、早穂理ちゃんの水の輪が、幾重にも広がり、今「いのちの大学構想」最後の課題の財団が立ち上がりました。
人と自然が調和し、いのちの輝きを実現するお手伝いが出来ることに大変嬉しく、感謝申し上げます。
飯綱山の頂から一日も早く「いのちの大学」を眺める日が来ることを心よりお祈り申し上げます。



評議員 増田 芙美（福岡県）
主婦

みどりさんの講演テープを聴き、あるがまま、なすがままという言葉にひかれ初めて水輪を訪れたのはパラリンピック長野大会の直前のことでした。水輪の皆さんの温かい想いに大きな力を得て帰福致しました。みどりさん研さんのさおりちゃんへの愛を基にした水輪の輪が次第に大きくなり「いのちの森文化財団」となりました。事心よりお慶び申し上げます。ここを訪れる人々に力や勇



評議員 江見いづみ（岡山県）
株式会社フリカテロウ代表取締役

「いのちの森文化財団」設立本当におめでとうございます。自然を心から愛し、人を深く愛し、何度も何度も苦難を乗り越えてきて、常に高い高い志を持ち、思いが純粋であったからこそ、この壮大な夢が実現できたのだと思います。
今の世の中は本心に愛を必要としていますし、どう生きていけばいいのか、何が幸せなのか解らなくなっている人々がたくさん居ます。
この大事業は必要にせまれ、世の中から求められているからこそ立ち上がったのだと思います。



評議員 藤田 政良（長野県）
長野県園芸福祉協会会長
元信州大学農学部教授

社会の変革や技術革新が急速に進んだ結果、いのちのつながりを失った喪失感の中で、人は自然とふれあい、自然と共生した中で、その存在と生きていることの喜びを体感します。そして、ハンディを持つ人も、持たない人も植物を育み育て、触れることは、生活の質を維持・改善し（園芸療法）、心身の健康、安らぎや癒しをもたらすでしょう。働きの森文化財団では、このいのちのつながりが合う体験を飯綱山の地で実践し、より多くの実りを期待したいと思っています。



評議員 矢野みさ子（長野県）
栄養士

八年前、人生の生きる意味を求めてご縁を頂いた水輪でのワーキングスタデんと生活を通して自分の生きる道を見つけ、水輪で生きていくことを心に決めました。早穂理さんから始まった「ひとしずくの愛」を次世代にきちんと伝えていく使命を全うするために与えられた大切な役割を全力で一生懸命努めさせて頂きます。



評議員 山下 薫（長野県）
株式会社水輪ナチュラルファーム取締役
（福岡県出身）

水輪で4年スタッフとして働かせて頂きます。きながら、大変多くのことを学ばせて頂いております。一番は、塩澤先生方から学ぶその愛情の深さです。障害を持つ早穂理さんに対して、また自分を成長させたい、良くしたいと願う人達への愛情の深さです。この度、財団法人いのちの森文化財団の評議員という大役を頂き、その学んでいる事を、一層実践し、少しでも伝えていけるよう全力で励みたいと存じます。



評議員 久保 俊宏（長野県）
水輪スタッフ（大阪府出身）

月、風、鳥、花、文化財団の森には
たくさんの方が息づいています。私たちは
死を見据えて、人生を捉えるとき、さらには
個人の利益追求ではなく、全体の調和へとシフトしてい
ます。「いのちの森文化財団」はエゴという古い枠を超え
地球上の営みを人類全体の繋がりと捉え、心やいのち
を喪失した現代に人間の精神性をより深く取り戻すため
に生まれました。全力で頑張ります。



評議員 飛田 航介（長野県）
水輪スタッフ（東京都出身）

このたび「いのちの森文化財団」の評
議員という身に余る程の役職を努めさせて
頂くことになりました。いのちの森とは、人とのつながり、
自然とのつながり、あらゆるものとのつながりの事なのだ
と思います。
心を高める人生を共に拓き生きる志向高き仲間とのこの
飯綱の地での暮らしは、いのちを感じる喜びに溢れていま
す。そのいのちに関わる仕事をさせて頂くこと、光栄に思
います。一生懸命努めさせて頂きます。

財団法人いのちの森文化財団事業計画

平成18年度（18年9月1日―19年3月31日）

●社会教育事業（講座・フォーラム）

養生塾の樹林気功 感性論哲学講座 フインドホーン体験



1. 養生塾（自然治癒力を高める養生講座）
生きるかなしみとしつかりと向き合いながら、時に生命
の躍動を感じつつ日々命のエネルギーを高めていく。そ
んな人を一人でも多く輩出していこうとするのが、21世
紀養生塾です。

第4回 10月27日金～10月30日月

「言葉・想いと自然治癒力」

第5回 12月15日金～12月18日月

「愛と免疫力」

①車座交流会Q&A…帯津良一・塩沢みどり

②治癒力を高める講演講座…帯津良一

③調和道丹田呼吸法 1時空

誰でもできる気功（調身・調息・調心）

④心が活いき動き出す癒しと気づきの養生セッション
講師 帯津良一（帯津三敬病院名誉院長）

参加費 3泊4日54000円 2泊3日39000円

※2007年度予定

第1回 3月23日金～26日月 第2回 5月11日金～14日月

第3回 7月20日金～23日月 第4回 9月7日金～10日月

第5回 11月16日金～19日月

2. いのち学講座（いのちの時代をつくる実践講義）

講座内容

①いのちの時代の医療と養生

②からだ、こころ、いのちの統合

③身体とエネルギー場の統合 ④治しと癒しの統合

⑤要素還元論と全体論の統合

⑥病因論と健康生成論の統合

⑦エビデンスと直観の統合 ⑧EBMとNBMの統合

そして医療者と患者の統合、さらに医療と養生の統合、
究極は生と死の統合

第2回 12月16日（土）～12月17日（日）

講師 帯津良一（帯津三敬病院名誉院長）

参加費 29000円

※2007年度予定

第1回 6月2日（土）～3日（日） 第2回 12月8日（土）～9日（日）

3. 感性論哲学講座

理性時代の終焉と感性時代の幕開けを告げる新しい思想
「感性論哲学」はヘーゲル、マルクス以降混迷を続けてき
た世界の思想界に観念論と唯物論を止揚する全く新たな
論理を開拓して21世紀の人類が進む理念を指し示して
いる。

第5回 10月14日（土）～10月15日（日）

「感性から湧き出した理念を大事にする」

第6回 12月2日（土）～12月3日（日）

「本業を通して会社と社員を発展成長させる」

講師 芳村思風（感性論哲学創始者・名城大学講師）

参加費 33000円

4. フインドホーン体験講座

フインドホーンとはスコットランド北東部にある国際的
な生活共同体で、世界的に知られています。毎年各国か
ら1万4千人もの人が訪れるこのコミュニティの中心
であるフインドホーン財団は、44年の歴史を通して、
国連や英国政府からも様々な形で評価されるようになって
来しました。心を開くことを体験する、ホリスティック
教育を中心とした非営利の慈善財団です。

第1回 11月3日（金）～11月5日（日）

講師 マーティン・ローチ西森 美枝・ローチ西森

（フインドホーン財団スタッフ）

参加費 49000円

※2007年度予定 第1回 11月2日（金）～3日（日）

5. 内観研修セミナー

（内観について）外部からの刺激を一切遮断して、ひたす
ら内面の世界に下りてゆき、「①していただいたこと、②
して返したこと、③迷惑をかけたこと」を母、父、配偶
者、子、上司部下など、身近な人々との自分との関係を

細かく調べていく。内観では、多くの人々のお世話に
なっている自分があることに目覚めるため、心の底か
ら感謝が湧き上がってきて、素直に、「ありがとうござい
ます」「お陰様で」と言えるようになることである。仕事
も報恩感謝の気持ちの表現となり、うそ偽りのない仕事
は信用を得る。信用は信用を生んで、仕事は榮えていく。
自分に損害をもたらした人に対しても、それまで相手
を責めるばかりだった自分が軟化して、足りなかったこ
とを反省するようになり、しこつていた感情が解けてい
く。内観は感謝の気持ちを与えてくれ、人間関係が変わ
るのだ。忙しい人は内観研修に休みを取るのが難しいが、
長い人生の一時と考えれば、短いものである。私はつく
づく、人生は魂磨きのための学校だと思う。（神渡良平
作家）

第1回 12月28日～1月3日

（6泊7日）

講師 神渡良平（作家） 塩澤研一（内観学公員）

参加費 98000円

●文化事業（セミナー&コンサート）

1. スーザン・オズボーンボイスセミナー&
コンサート 2回（9月終了）

講師 スーザン・オズボーン

（歌手 長野オリンピック・パラリンピック出演）

※2007年度予定

ピギナークラス 9月15日（土）～17日（月）

アドバンスクラス 9月23日（土）～25日（月）

2. ウォン・ウインツァンセミナー&コンサート

第1回 10月7日（土）～10月9日（月）（10月終了）

講師 ウォン・ウインツァン（ピアニスト、作曲家）

音を奏でる人 そして、それを聴く人… その二つが

一つになる そんな「時と場」を夢見できました

いわゆるコンサートでは出来なかった

そんな至福の時を 飯綱高原の自然の中で実現しよう

皆、あるがまま ありのままにすること…

そして自分らしさを取りもどす

本当にリラックスして ピアノの音色に身を任せる

そんな夢のようなひとときを ご一緒しませんか…

コーディネーター 塩澤みどり

※2007年度予定 第1回 10月6日（土）～8日（月）

●青少年育成事業（環境保全と里山文化の継承）

1. 飯綱の自然観察会とこけ玉セミナー（10～11月）

講師 塩澤みどり

※2007年度予定（受付期間5～11月）

ボイスセミナー

こけ玉セミナー

農業体験（収穫）



2. 冬山自然観察会（日程未定）

3. 農業体験セミナー

（受付期間9月～11月、3泊4日～1ヶ月、3ヶ月コース）

講師 山下 薫（榎水輪ナチュラルファーム取締役）

※2007年度予定（受付期間5～11月）

●自立支援・社会復帰支援事業

1. ワーキングスタディーセミナー
（教育カウンセリング）

（随時受付、3泊4日から1ヶ月、3ヶ月コース）

講師 塩澤みどり

●情報提供事業

1. いのちの森通信の発行

年2回 4000部 A3版4p

《講座申込み方法》

お電話かEメールにてお問い合わせ下さい。詳細につい
てはチラシをご覧ください。
お申し込みは電話、FAX、Eメールをご利用下さい。

【問い合わせ先】

財団法人いのちの森文化財団

〒380-0888長野市飯綱高原2471番地2198

TEL 0262-2390010

FAX 0262-2390011

ホームページ <http://inochinomori.or.jp>

Eメール zaidan@inochinomori.or.jp

【振り込み口座】

①みずほ銀行 長野支店 普 1991794

名義 財団法人 いのちの森文化財団

②郵便振替 00520—3—42181

名義 財団法人 いのちの森文化財団

※「いのちの森」「いのちの大学」は商標登録されています



財団法人いのちの森文化財団

「いのちの森の会」会員と寄附を募ります

●財団の趣旨に賛同し、会費や寄附によって財団の活動と
運営を支えて下さる方を募ります。

会費は年額一口10000円。会員の皆様には、機関誌

「いのちの森通信」をお送りさせて頂きます。

●「いのちの森の会」寄附・会費振り込み先

八十二銀行 本店営業部 普通口座 1093531

名義 財団法人いのちの森文化財団

●いのちの森の会ボランティア募集

財団法人「いのちの森文化財団」寄附行為

- 第1章 目的及び事業
- (名称)
- 第1条 この法人は財団法人いのちの森文化財団（以下、「本財団」という。）と称する。英語標記を、「Celebration of Life Cultural Foundation（略称C.L.C.F.）」とする。
- (事務所)
- 第2条 本財団の事務所は、長野市大字上ヶ屋2471番地2198に置く。
- (目的)
- 第3条 本財団は「地球全体のいのちの営み」を根底に据え、いのちあるものすべてが仲間同士であるという意識（ユニバーサル・ユニティ）を創造し、自然と調和した文化の振興発展を目指すとともに、人々の心の豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。
- (事業)
- 第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
- (1) 教育・文化に関する各種セミナーやフォーラムの開催
- (2) 文化・教育に関する情報の収集と提供及び調査・研究活動
- (3) 環境保全と里山文化の伝承、健康創造に関する普及及び教育・文化活動
- (4) 自立支援・社会訓練・社会復帰支援のための実践教育事業
- (5) 前号までに掲げるものその他、前条の目的を達成するため、必要と認める事業
- 第2章 資産、会計及び事業計画
- (資産の構成)
- 第5条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金員
- (5) 入会金及び負担金、会費
- (6) その他の収入
- (資産の種類)
- 第6条 本財団の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種とする。
2. 基本財産は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 別紙財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の資産で構成する。
- (資産の管理)
- 第7条 本財団の資産は理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議をもってこれを定める。
2. 資産のうち現金は、理事会の議決を経て、郵便官署若しくは確実な銀行等に預け入れ、又は信託会社に信託し、又は国公債若しくはその他確実な有価証券に換えて、保管するものとする。
- (基本財産の処分の制限)
- 第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この財団の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ長野県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができ。（経費の支弁）
- 第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。
- (事業計画及び収支予算)
- 第10条 本財団の事業計画及び収支予算は、理事長が編成し、年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、これを決定し、長野県教育委員会に届け

- 出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (事業報告及び収支決算)
- 第11条 本財団の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、会計年度終了後3月以内に、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等とともに監事の監査を受け、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、長野県教育委員会に報告しなければならない。この場合において資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。
- (長期借入金)
- 第12条 本財団が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、かつ、長野県教育委員会に届け出なければならない。
- (特別会計)
- 第13条 本財団は、収益事業を行うため又はその他の理由により必要があるときは、特別会計を設けることができる。
- (会計年度)
- 第14条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 第3章 役員、評議員、顧問及び事務局
- (役員)
- 第15条 本財団に次の役員を置く。
- (1) 理事5人以上10人以内
- (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
- (役員の選任)
- 第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長及び副理事長を定める。
2. 理事のうち、3親等以内の親族及びこの者と特別の関係のある者、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下としなければならない。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1以下としなければならない。
3. 監事には、この財団の理事又はその親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。
- (理事の職務)
- 第17条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐して、理事会の議決に基き、日常の事務に従事し、理事長に事故があるときは、副理事長がその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3. 理事長及び副理事長に事故があるとき及び欠けたときは、理事のうちから理事長があらかじめ指名した順位により、その職務の代行及びその職務を行う。
4. 理事は、理事会を組織して、本財団の業務を議決し、執行する。
- (監事の職務)
- 第18条 監事は、本財団の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
- (1) 本財団の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会または長野県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。
- (役員の任期)
- 第19条 この役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

- (役員の解任)
- 第20条 役員が本財団の名譽を傷つけ、又は本財団の目的に反する行為をしたときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。この場合においては、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (役員の報酬)
- 第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができ。
2. 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- (評議員)
- 第22条 本財団に評議員をおく。
2. 評議員の定数は5人以上10人以内とし、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
3. 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項について理事長の諮問に応じ、審議し、助言する。
4. 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
5. 評議員は、役員と兼ねることができない。
6. 評議員には、第21条の規定を準用する。この場合において、条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
7. 評議員の選任にあたっては、評議員の一人及びその親族その他特殊な関係にある者の数が評議員現在数2分の1を超えないことはできない。
- (顧問、特別顧問)
- 第23条 本財団に顧問及び特別顧問を若干名をおくことができる。
2. 顧問及び特別顧問は、理事会、び評議員会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 顧問及び特別顧問は特定の重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。
- (事務局)
- 第24条 本財団の事務を処理するため、事務局を置く。事務局には、事務長及びその他必要な職員を置き、理事長が任免する。
3. 事務局の組織運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- (書類及び帳簿の備付け)
- 第25条 本財団の事務局には、次の書類及び帳簿を備えおく。
- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 許可認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
- (7) 事業報告書及び収支計算書、事業計画書及び収支予算書
- (8) その他必要な帳簿及び書類
- 第4章 会議
- (会議の種類)
- 第26条 会議は、理事会及び評議員会の2種とする。
- (会議の招集)
- 第27条 会議は理事長が招集する。
2. 理事及び評議員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは理事長は理事会及び評議員会をそれぞれ招集しなければならない。
3. 会議は少なくとも、期日の5日前までに会議の日時及び場所並びに会議で審議すべき事項を示して、召集しなければならない。
- (開会の定足数)
- 第28条 会議はその会議を構成する理事又は評議員の過半数の出

- 席がなければこれを開会することができない。
- (会議の議長)
- 第29条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。
2. 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の互選により定めるものとする。
- (議決)
- 第30条 会議の議事は、その会議を構成する理事又は評議員で、その会議に出席したものの過半数の同意をもってこれを決する。
- (理事会の機能)
- 第31条 理事会は、この寄附行為で、別に定めるもののほか、諸規定の制定及び改廃その他の重要な事項を議決する。
- (評議員の機能)
- 第32条 評議員会は、この寄附行為に定めるものの他、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議する。
- (1) 事業計画
- (2) 収支予算
- (3) 前2号に掲げるものその他、理事長の付議した事項
- (議事録)
- 第33条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 理事の現在員数並びに出席した理事の数及び氏名
- (3) 審議事項及び議事事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長の他、出席理事のうちから選出された2人以上の理事が署名押印しなければならない。
3. 前2項の規定は、評議員会の議事について準用する。この場合において、理事会及び理事とあるのは、それぞれ「評議員会」「評議員」と読み替えるものとする。
- 第5章 寄附行為の変更及び解散
- (寄附行為の変更)
- 第34条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、長野県教育委員会の認可を得て、これを変更することができる。
- (解散)
- 第35条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、長野県教育委員会の認可を得たときは解散することができる。
- (残余財産の処分)
- 第36条 本財団の解散の場合の残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、長野県教育委員会の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。
- 6章 補則
- (設立当初の役員)
- 第37条 本財団の設立当初の理事、監事及び評議員は第16条第1項及び第22条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿に掲げる者とし、その任期は第19条第1項及び第22条第4項にかかわらず平成19年3月31日までとする。
- (設立当初の事業計画及び予算)
- 第38条 本財団の設立当初の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
- (設立当初の会計年度)
- 第39条 本財団の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず設立許可のあった日から平成19年3月31日までとする。
- (施行細則)
- 第40条 この寄附行為の施行について必要な細則は、理事会の議決により、理事長が定める。